

# 救急救命士の業務のあり方等に関する検討会

## 第2回

日時 平成22年2月1日(月) 15:00~17:00

場所 厚生労働省(9階)省議室

### 議事次第

開会

議題

1. 救急救命士の処置範囲拡大について
2. その他

閉会

#### <配付資料>

座席表

議事次第

開催要綱

資料1 第1回検討会での方向性について

資料2 「救急救命士による救急救命処置に関する研究」報告書(案)について

参考資料1 メディカルコントロール協議会における事後検証の状況  
(総務省消防庁調べ)

参考資料2 病院前救護体制の一層の充実について  
(平成20年12月26日医政指発第1226001号 医政局指導課長通知)

参考資料3 消防法の一部を改正する法律について(概要)

参考資料4 病院実習の修了状況等の調査結果について  
(総務省消防庁、厚生労働省医政局指導課調べ)

参考資料5 関係条文(抜粋)

添付資料 第1回検討会配付資料・議事録(机上配付のみ)

## 救急救命士の業務のあり方等に関する検討会 開催要綱

### 1. 目的

救急救命士については、平成3年の救急救命士法により創設された医療関係職種であり、医師の指示の下に、傷病者が病院又は診療所に搬送されるまでの間に救急救命処置を行うことを業とする者である。病院前救護を強化し傷病者の救命率の向上等を図るため、救急救命士の業務に関する要望が提起されていることから、救急救命士の業務のあり方等について、救急医療提供体制の一層の充実を図る観点から検討を行う。

### 2. 構成員

- (1) 各分野の有識者により構成する。(別紙のとおり。)
- (2) 構成員のうち1人を座長として選出する。
- (3) 座長は、必要に応じ、検討に必要な有識者等の参加を求めることができる。

### 3. 検討内容

- (1) 救急救命士の業務範囲
- (2) 救急救命士の業務の実施体制、教育内容、検証体制
- (3) その他

### 4. 検討スケジュール

平成22年2月1日 第2回検討会を開催  
平成22年3月、第3回検討会を開催予定。

### 5. 運営等

- (1) 検討会は、原則として公開するとともに、議事録を作成し、公表する。
- (2) 検討会は、医政局長が主催し、その庶務は医政局指導課において行う。